

第4章 子ども・子育て支援事業

1. 教育・保育の提供区域の設定

(1) 嘉麻市の教育・保育提供区域

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、「地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てること」としています。

本市における教育・保育提供区域について、具体的には、「小学校区」「中学校区」「市内全域」等による提供区域の設定が考えられますが、第一期計画から引き続き、教育・保育提供区域を「市内全域をひとつの区域」に設定します。

(2) 分野別の区域設定

子ども・子育て支援給付		市内全域
＜施設型給付＞ 幼稚園（3～5歳） 保育所・保育園（0～5歳） 認定こども園（0～5歳）	＜地域型保育給付＞ 小規模保育事業（定員 6～19 人） 家庭的保育事業（定員 5 人以下） 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	
地域子ども・子育て支援事業		市内全域
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育訪問支援事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業	⑧一時預かり事業 ⑨時間外保育事業（延長保育・休日保育） ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑭多様な主体が参画することを促進するための事業	

2. 幼児教育・保育の無償化

令和元年度10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の費用の無償化が開始されます。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし(例:専業主婦(夫)世帯)	あり(例:共働き世帯等)
幼稚園 認定こども園(教育認定)	無償 (預かり保育は対象外)	無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償)
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は対象外)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償)
認可保育所(園) 認定こども園(保育認定) 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	(無償化の対象外)	月額 37,000 円 ^{※3} を上限に無償(他の認可外保育施設等との併用が可能)

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額（11,300円又は37,000円）は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

3. 幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育事業

就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所（園）等で教育・保育を行う事業であり、1～3号の認定に基づく給付となります。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き家庭等	保育所（園）・認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育所（園）・認定こども園・地域型保育施設

■実績

1号認定（幼稚園または認定こども園を利用している3歳から5歳の児童）、2号認定（保育所・保育園または認定こども園を利用している3歳から5歳で保育の必要性がある児童）は近年、減少傾向となっています。

3号認定（認定こども園及び保育所・保育園+地域型保育を利用している3歳未満児で保育の必要性がある児童）については、0歳児は緩やかに増加していましたが、令和元年より減少に転じています。一方、1、2歳児については、近年増加しており、母親の就業率の上昇に伴い、低年齢児からの利用ニーズが高まっています。

単位：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
1号認定（教育のみ）		213	257	255	229	214
2号認定（保育の必要あり）		648	622	602	593	546
3号認定 （保育の必要あり）	0歳	63	74	85	84	64
	1・2歳	382	365	335	346	367

■量の見込みと確保方策

量の見込みは、国が示した標準的な算出方法（算出の手引き）に基づき、推計児童数、「嘉麻市子育てに関するアンケート調査」の保護者の就労状況や今後の利用意向等から、認定区分ごとに量の見込みを算出しています。

但し、基本指針において「地域の実情に合わせて見込むことが可能」とされているため、国の算出の手引きによる量の見込みが、嘉麻市の実態と大きく乖離する場合は、実績値と照らし合わせながら補正を行い、量を見込みました。

児童人口の減少傾向は今後も続くと見込まれるため、教育・保育ニーズも緩やかに減少していく見込みです。今後も現状どおりの供給量を確保していくことで、大幅な待機児童は発生しないと考えられますが、近年増加傾向にある3号認定（1・2歳）については令和3年度まで見込み量が確保量を上回り、令和4年度から解消する見込みです。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<1号認定>					
①量の見込み	225	221	212	203	194
②確保方策	255	259	268	277	286
②－①	30	38	56	74	92
<2号認定>					
①量の見込み	609	597	574	548	526
②確保方策	624	624	624	624	624
②－①	15	27	50	76	98
<3号認定： 0歳>					
①量の見込み	77	74	71	68	66
②確保方策	114	114	114	114	114
②－①	37	40	43	46	48
<3号認定： 1・2歳>					
①量の見込み	382	366	352	337	325
②確保方策	354	354	354	354	354
②－①	-28	-12	2	17	29

■提供体制の内容

量の提供とともに、質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の子どもに関わる人材の確保が不可欠となるため、処遇改善や人材確保の方策について、関係機関と協議しながら改善に向けた取組を検討していく必要があります。

本市では、教育・保育の提供体制確保の方策として、利用定員の確保とともに、保育士等の確保のため、正規職員の一定数の確保並びにハローワークや市報等の活用による求人情報等の広報を行うなど、非正規職員の確保に努めます。また、県との連携による潜在保育士等の復職支援など、潜在する幼稚園教諭や保育士等の人材活用に対する取組を進めます。

さらに、保育体制強化事業や保育士等処遇改善臨時特例事業など国・県の補助制度の活用による幼稚園教諭や保育士等の処遇改善に引き続き取組めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等の支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行う事業です。

嘉麻市では、「基本型」として、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供、子育て支援事業や保育所（園）等の利用にあたっての助言・支援を市役所職員で行っています。

また、「母子保健型」として、妊婦期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業があります。

■実績

単位：か所数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

単位：か所数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
--------	---------	---------	---------	---------	---------

<基本型>

①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

<母子保健型>

①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

従来までの「基本型」事業に加え、令和2年度から嘉麻市子育て世代包括支援センターを開設する予定です。この嘉麻市子育て世代包括支援センターにおいて、妊婦期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない支援を実施するためのワンストップ拠点とし、保健師等が母子保健等に関する子育て支援の情報提供や相談対応等を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する教室等を行います。嘉麻市では、市内3箇所の子育て支援センターで実施しています。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人回	6,497	5,479	4,378	3,854	2,972

■量の見込みと確保方策

単位：人回	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2,829	2,707	2,602	2,497	2,409
②確保方策 (か所数)	3,000 (3 か所)	3,000 (3 か所)	3,000 (3 か所)	3,000 (3 か所)	3,000 (3 か所)
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

- ①地域子育て支援センター（3か所）で実施します。
- ②子育て支援の専門性を有する職員の配置など相談支援機能を強化します。

(3) 妊婦健康診査

母子（親子）健康手帳とあわせて妊婦健康診査補助券を交付し、妊婦の健診に係る費用を公費負担し、経済的負担の軽減を図る事によって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための事業です。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人	387	353	341	330	330

■量の見込みと確保方策

単位：人	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	320	312	300	290	280
②確保方策	320	312	300	290	280
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人	236	224	218	214	210

■量の見込みと確保方策

単位：人	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	200	190	183	176	170
②確保方策	200	190	183	176	170
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

市の保健師等が訪問して事業を実施します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人	25	26	28	47	36

■ 量の見込みと確保方策

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	28	27	26	25	24
②確保方策	30	30	30	30	30
②－①	2	3	4	5	6

■ 提供体制の内容

養育支援訪問員等を派遣し、関係各機関と連携しながら養育に関する相談及び助言を行います。

(6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。現在は鞍手町にある鞍手乳児院にて委託を行い実施しています。

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

■ 実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
人日	2	0	0	3	0

■ 量の見込みと確保方策

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
②－①	0	0	0	0	0

■ 提供体制の内容

市内に子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等はありませんが、利用が見込まれるため、現状どおり広域対応にて提供体制を確保します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人日	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

単位：人日	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	121	116	113	110	107
②確保方策	121	116	113	110	107
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

嘉麻市では現在実施していないため、就学前・小学生の児童の保護者に対するアンケートにおいて、ファミリー・サポート・センター事業の利用意向や利用したい場面について調査し、実施を検討してきました。

しかしながら、事業を「利用すると思う」との回答は、就学前で 3.3%、小学生で 2.9%と、いずれも新たに事業を開始するには利用希望者が少ない状況です。このため、短期的にはニーズに応じた類似の代替サービスで対応していきます。

ただし、現状の代替サービスだけでは対応できない新たなニーズがある場合には、事業の実施を改めて検討するため、会員の確保・継続に向けた方策や利用しやすい料金設定、実施にあたっての課題、先行事例など、事業の実施に向けた調査研究を行います。



(8) 一時預かり事業

保護者の就労・けがや病気など一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、保育所（園）等において児童を一時的に預かる事業です。

「幼稚園型」とは、幼稚園等で主に在園児を対象に行う一時預かり事業となります。

「上記以外」とは、保育所（園）等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイがあります。実績は緩やかな増加傾向にあり、現在市内5か所の私立保育園で実施されています。

■実績

人日	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
幼稚園型 (3歳～就学前)	15,390	15,406	16,209	17,224	17,836
上記以外 (0歳～就学前)	613	642	677	708	743

■量の見込みと確保方策

単位：人日	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
<幼稚園型>					
①量の見込み	19,185	20,648	22,234	23,956	25,823
②確保方策 (か所数)	19,300 (4 か所)	21,200 (4 か所)	23,200 (4 か所)	24,200 (4 か所)	26,200 (4 か所)
②－①	115	552	966	244	377
<上記以外>					
①量の見込み	751	759	766	774	783
②確保方策 (か所数)	800 (5 か所)	800 (5 か所)	800 (5 か所)	800 (5 か所)	800 (5 か所)
②－①	49	41	34	26	17

■提供体制の内容

幼稚園の在園児を対象とした預かり保育は、幼稚園の延長保育として実施します。また、上記以外の保育所（園）における一時預かり事業についても、現状どおり実施します。

(9) 時間外保育（延長保育・休日保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園等で保育を実施する事業です。

通常、保育所（園）は 11 時間開所していますが、その 11 時間開所時間の前後に発生する保育が時間外保育事業となります。実績は、平成 28 年度まで旧山野保育所にて延長保育を実施していましたが、平成 29 年度以降の利用者は 0 人となっています。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人	3	2	0	0	0

■量の見込みと確保方策

単位：人	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	34	33	32	30	29
②確保方策 (か所数)	35 (3 か所)	35 (3 か所)	35 (3 か所)	30 (3 か所)	30 (3 か所)
②－①	1	2	3	0	1

■提供体制の内容

- ①平成 29 年度以降は利用者がなく実施していませんでしたが、アンケート調査結果によると、通常の開所時間を超える延長保育事業への意向が一定数見受けられます。改めて、保育現場において利用ニーズがあるのか保育所（園）等に確認を行いながら実態を見極めるとともに、ニーズに応じた受入ができるよう保育士の確保も含め、保育所（園）等との調整を行います。
- ②まずは平日の時間外保育事業ニーズへの対応を優先しますが、日・祝日に開所する休日保育事業についても、今後の利用意向により実施の検討を行います。

(10) 病児・病後児保育事業

病児または、病気回復期にあって集団での保育が困難な児童について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人日	77	55	71	103	79

■量の見込みと確保方策

単位：人日	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	77	74	72	70	67
②確保方策 (か所数)	100 (1 か所)	100 (1 か所)	100 (1 か所)	100 (1 か所)	100 (1 か所)
②－①	23	26	28	30	33

■提供体制の内容

- ①保育所（どんぐり保育所）に病後児保育室「にこにこルーム」を設置して実施しています。今後も保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施します。



(11) 放課後児童クラブ（学童保育所）

保護者が就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■実績

人	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
1 年生	153	168	200	170	193
2 年生	172	157	171	189	173
3 年生	126	149	142	150	167
4 年生	110	105	124	115	119
5 年生	62	71	83	89	76
6 年生	40	47	46	52	45
合計	663	697	766	765	773

■量の見込みと確保方策

単位：人	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 年生	203	194	187	182	177
2 年生	181	173	168	162	158
3 年生	174	167	162	156	152
4 年生	124	119	116	111	108
5 年生	79	76	74	71	69
6 年生	47	45	44	42	41
①量の見込み	808	774	751	724	705
②確保方策 (か所数)	767 (7 か所)	767 (7 か所)	767 (7 か所)	767 (7 か所)	767 (7 か所)
②－①	－41	－7	16	43	62

■提供体制の内容

①小学校区ごとに、学童保育を実施します。

■放課後子ども教室との連携について

○放課後子ども教室は、放課後の子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組です。保護者の就労形態に関わらず、すべての小学生を対象としています。

○本市では現在、放課後子ども教室を設置する予定はありませんが、放課後子ども教室設置の際は、学童保育所と連携した放課後の子どもの居場所づくりに取組みます。

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待（身体的、性的、心理的、保護の怠慢・拒否（ネグレクト））の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

○嘉麻市では、子育て支援課（家庭・教育相談支援係）における児童虐待等への相談対応をはじめ、児童養護施設、児童相談所等の関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図っています。今後も、地域ネットワークを強化することにより、児童虐待への対応など要保護児童への対応の強化を図ります。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行幼稚園における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成を行っています。制度が開始されたばかりであるため、対象人数や事業の効果等を勘案しながら、次年度以降の見通しを立てることが必要です。また、手続きや周知方法等について適切であるか検討を行います。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(14) 多様な主体が参画することを促進するための事業

○幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

○国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の幼児教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施については必要に応じて検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園について

認定こども園が幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、教育・保育施設等の利用状況や私立幼稚園や私立保育園の意向を随時把握するとともに、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所（園）からの相談に対し、地域の実情や希望する認定こども園の類型等についての助言を行います。

(2) 質の高い教育・保育の推進方策

- ・質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、幼稚園教育要領や保育所保育指針で求められている資質の向上などについて、研修の実施に努めます。また、幼稚園や保育所（園）の職員が相互に教育・保育についての共通理解を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修による人材育成に努めます。
- ・幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえた、教育・保育の提供ができるよう環境の整備を行うとともに、嘉麻市保健計画等、他の計画との整合・連携を図りながら、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育を提供します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進方策

- ・教育・保育施設を利用する子どもやその家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての子どもやその家庭を対象に、ニーズに応じた地域子ども・子育て支援事業を実施します。
- ・地域子ども・子育て支援事業の実施により、妊娠・出産期から育児へと切れ目のない子育て支援の充実に努めます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の相互連携の推進方策

- ・現在、嘉麻市には地域型保育事業を実施する事業所はありませんが、幼稚園や保育所（園）と地域型保育事業との密接な連携が必要であることから、今後、設置された場合には、情報共有や相互連携のための協力体制を図ることが出来るよう合同会議等の開催について検討します。

(5) 幼稚園や保育所（園）等と小学校との連携の推進方策

- ・幼稚園や保育所（園）での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていくことは、幼稚園や保育所（園）の重要な役割です。幼稚園や保育所（園）から小学校へ円滑に接続できるよう就学に向けて、幼稚園や保育所（園）の子どもと小学校在校生との交流や、職員間の交流を行うとともに、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録により小学校における子どもの育ちを引き続き支援します。また、庁内の関係部署による会議や関係機関による連絡会を開催し密な連携を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- ・令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が導入されましたが、子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があり、利用者に対し、市から施設等利用費を支払うことになります。
- ・こうした施設等利用給付の公正かつ適正な支給を確保していくためには、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法や給付時期の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、福岡県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。
- ・このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請及び支払いについては、保護者の利便性を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するなど、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。
- ・また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。